

# 私たちがつくる 水と緑のまち

～ 狛江市第3次基本構想～

狛 江 市

## はじめに

基本構想は、総合的かつ計画的な行政運営を進めるための基本的な指針となるものであり、地方自治法で市町村に策定が義務付けられているものです。ここでは市民全体で共有する狛江市の将来の姿とともに、その実現に向け達成すべき目標や進むべき方向性を示しています。この方向性は、各種計画の基本となるものであり、これに従って基本計画をはじめ具体的な計画を策定することとなります。

狛江市では、昭和 50（1975）年の基本構想において、めざす将来都市像を「水と緑の住宅都市」と定め、その実現に向けて取り組みを進めてきました。この将来都市像は、平成 2（1990）年に改定された第 2 次基本構想にも引き継がれ、現在に至っています。

しかし、策定当時と現在を比較すると、社会情勢も激動しており、またいわゆる地方分権一括法の施行を契機に、地方自治体そのもののあり方も大きく変わっています。こうした変化に対応するため、第 2 次基本構想の中間目標年次が 21 世紀初頭であることを踏まえ、第 4 次基本計画の最終年度である平成 21（2009）年度に狛江市の将来の姿についてあらためて検討し、新しい基本構想を策定することとしました。

この第 3 次基本構想は、平成 32（2020）年を目標年次とする 10 年間の構想とします。

## 第1章 私たち狛江市民がめざすまちの姿

# 「私たちがつくる水と緑のまち」

私たち狛江市民は、住んでよかった、住み続けたいと思えるような魅力ある狛江にしたいと願っています。

狛江の魅力とは何か、原点に戻って考えたとき、狛江に古くから関わりのある「水」とまだ多く残されている「緑」であることを再確認しました。狛江市に接して流れる多摩川と野川、それに比較的都心に近い地理的条件にありながら今なお残る緑地や自然。この2つの要素は、私たちがこれからも大切に守り、暮らしに活かしていく必要があります。

近年になって、市民のニーズはますます多様化・複雑化してきました。財政縮小時代を迎える中で、行政がすべての市民サービスを行うことは困難になっています。また、行政主導の方法から、市民が主体となって進めていくまちづくりへの転換期を迎えています。

市民の活動が活発に育つ環境を整え、地方分権社会にふさわしい参加と協働の仕組みをさらに充実させていかななくてはなりません。

これらを踏まえ、私たちは「私たちがつくる水と緑のまち」を狛江市の将来都市像とし、その実現をめざします。

「私たちがつくる」とは、市民がまちづくりの主体となって、住民と行政、その他狛江市を支えるすべての団体、企業がその責任と役割を明確にしなが、世代や価値観などの違いを超えて、お互いに連携し、支え合い、協働していくことです。そのことによって、将来にわたり持続可能で活気に満ちた、小さなまちならではのまちづくりを進めていくことを表現しています。

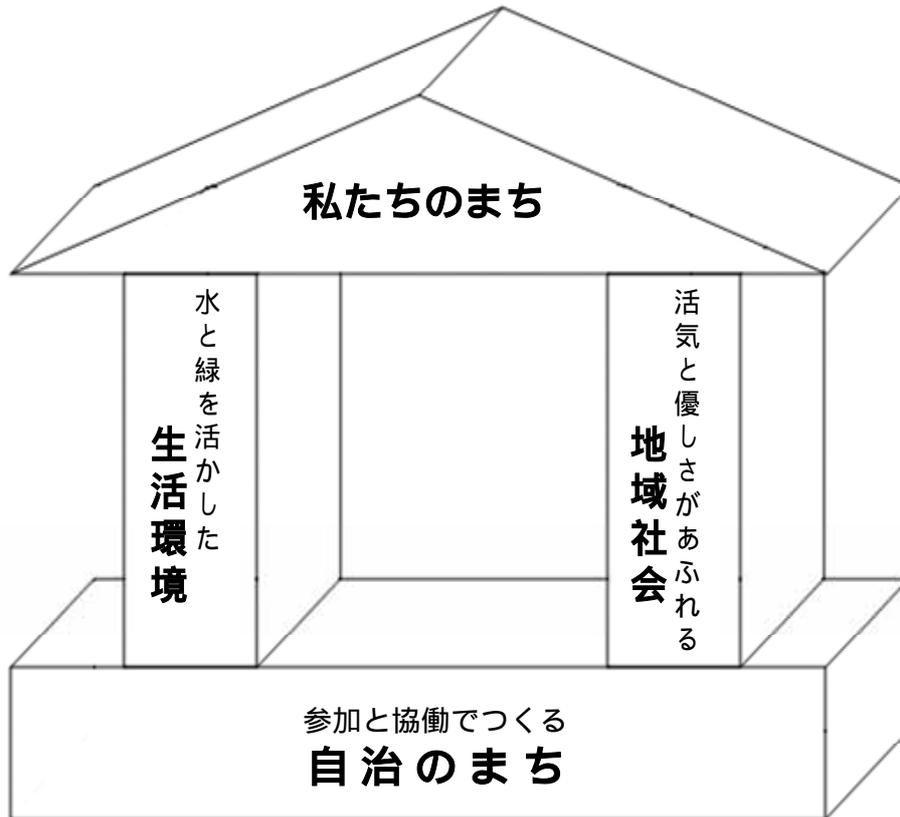
「水と緑のまち」とは、まずは狛江のシンボルでもある多摩川や野川などの河川、武蔵野の面影を残す樹林地・屋敷林などの自然環境を大切に守り、それらを暮らしの中に活かしながら、自然環境と快適な都市環境との両立を図ることを表しています。つまり、閑静な住宅地とにぎわいのある商業地とが共存する中で、様々な価値観を持った人がいきいきと学び、働き、くつろぐことができるまちづくりを描いています。

特に「水」については、昭和49(1974)年に甚大な被害をもたらした多摩川の水害を忘れることなく、その経験を活かして、これからも「水」と向き合い歩いていくことや、常に平和な地域の中で、子どもからお年寄りまで、誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくりを進めていくという思いも込められています。

## まちの姿を構成する3つの要素

「私たちがつくる水と緑のまち」は3つの要素で構成されます。土台となるのが「参加と協働でつくる自治のまち」であり、その上に立つ「水と緑を活かした生活環境」と「活気と優しさあふれる地域社会」を柱として、私たちのまち狛江をつくります。

図表 1



## 参加と協働でつくる自治のまち

地方分権による権限委譲と自己決定権の拡大により、自治体独自の判断でより市民のニーズに合った市政運営が可能となってきています。そのため、より多くの市民の意見を取り入れるとともに、住民の多様な価値観を反映したサービス提供に向け、「市民参加」と「市民協働」を推進することが、市政運営を進める上で不可欠な要素となってきています。

市民主役のまちづくりの実現に向けて、より積極的な情報公開・情報提供に基づき、私たちは、参加と協働の基礎となる市民と行政の情報の共有化を進めます。さらに、市民が積極的にまちづくりに参加し、地域の課題に取り組んでいくことが求められています。そして戦争の反省を忘れず、平和で人権を尊重した地域社会をめざします。

住民と行政、そして狛江市を支えるすべての個人や団体、企業などが、連携し協働しながらまちづくりを進めていけるよう、また、市民が狛江市の計画づくりに参加しやすく、透明性の高い検討プロセスが確立できるように、参加と協働の仕組みを強化します。

さらにより効率的で開かれた市政運営を実現するため、継続的に行財政改革に取り組みます。

## **水と緑を活かした生活環境**

市内の貴重な地域資源である水辺環境、樹林地や屋敷林などの緑地を暮らしの中に活かし、水と緑に恵まれ、潤いとやすらぎのある生活環境を整えます。また、市民や事業者、行政が連携して環境問題に対する意識を高め、地域での実践を通じて地球温暖化やヒートアイランド防止など環境に優しいまちをつくります。

このような良好な生活環境を実現する上でも、災害・防犯対策等が強化された安全なまち、利便性や快適性に優れ、誰もが住み続けたいと思える生活しやすいまちを築きます。

## **活気と優しさがあふれる地域社会**

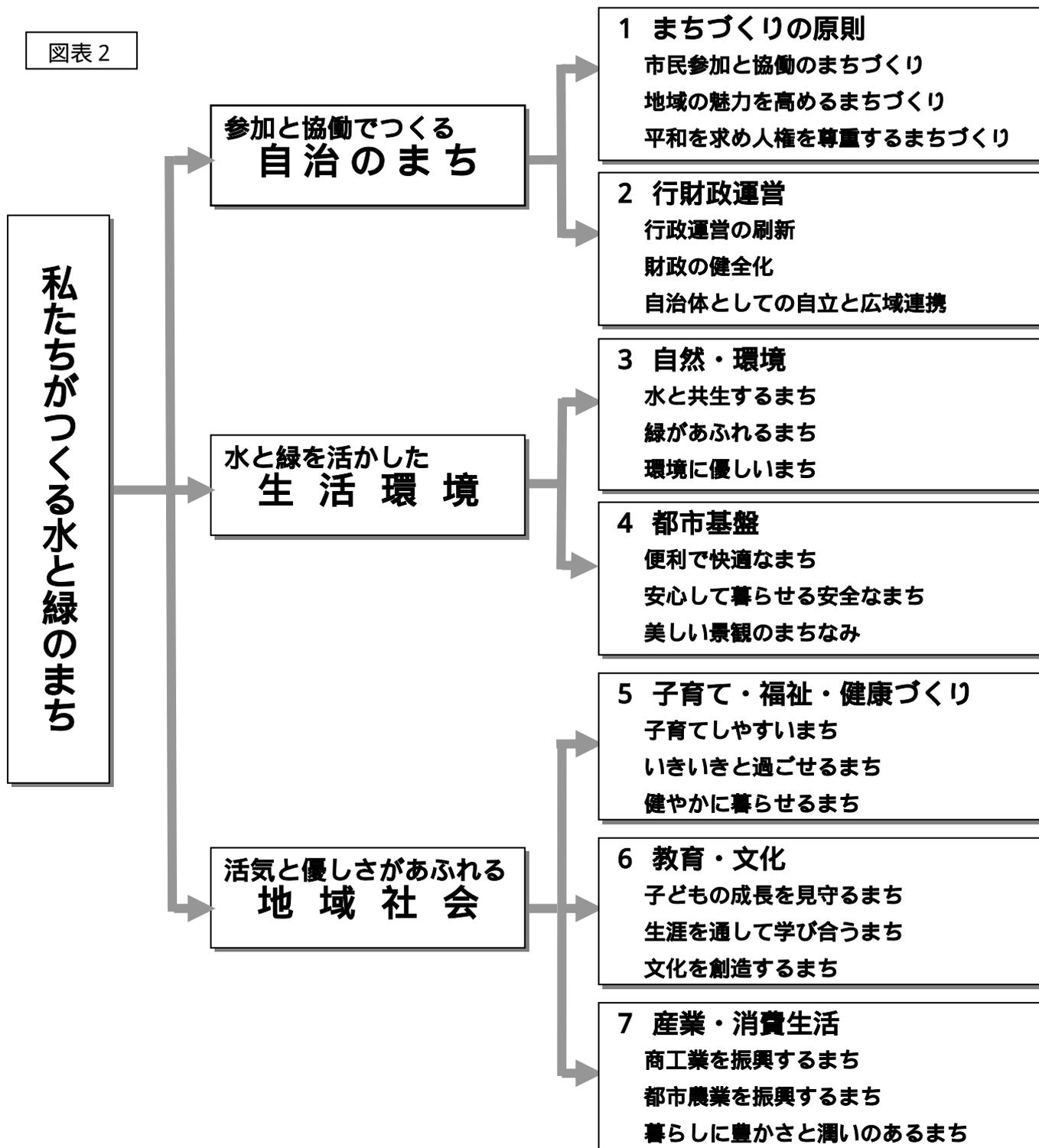
子どもを産み育てやすい環境、子どもたちが健やかに成長し学習できる環境を整えるとともに、高齢者や障がい者などすべての人がいきいきと安心して暮らし続けることのできる条件を整え、活気と優しさがあふれる地域社会をつくります。生涯学習や芸術、文化、スポーツについては、自主的な活動に対する支援を行い、豊かな市民生活を実現します。

また、にぎわいのある地域商業と個性ある都市農業が粕江らしさを主張する、地域産業が元気なまちをつくります。市内の商工業を振興するとともに粕江市の都市農業の地域ブランド化をめざし、「農」が備える多様な機能を多方面に活用し、魅力豊かなまちづくりを進めます。

## 第2章 まちの姿の実現に向けて

第1章で述べた3つ基本政策は、さらに次の7つの政策として展開します(図表2参照)。1と2は自治体のあり方、3～7はめざすまちの姿を実現するための政策を示しています。それぞれの政策は相互に密接に絡み合うことから、タテ割りの組織を越えた総合化を図っていく必要があります。

図表2



## 1 まちづくりの原則

### 市民参加と協働のまちづくり

地域のことは地域で決定し、行動し、解決するという市民自治の考え方に基づき、市民が積極的に参加するまちづくりを進めます。さらにボランティア団体、NPOなどの地域を支える団体が「新しい公共」の担い手として活動しやすい環境を整えるとともに、それらの市民と行政が連携を深め、ともに取り組む市民協働のまちづくりを進めます。

### 地域の魅力を高めるまちづくり

多様な立場や考え方の市民や住民が相互に交流する機会を増やし、信頼の絆が育つ豊かなコミュニティをめざします。また、市民の活動を通じて地域の問題を自主的に解決し、地域の魅力を高めるまちづくりを進めます。

### 平和を求め人権を尊重するまちづくり

平和な社会を実現するため、市民一人ひとりが地域社会の担い手であることを自覚し、差別や偏見のない人権を尊重するまちづくりを進めます。

## 2 行財政運営

### 行政運営の刷新

透明で開かれた行政運営をめざし、積極的な情報公開・情報提供を通じた情報の共有化を進めます。また、市民に提供するサービスのあり方や事務事業を常に見直し、サービスの向上を図ります。これに必要な組織や施設の再編に対しては創意を持って取り組むとともに、地方分権時代を踏まえ、サービスを提供する職員の政策法務能力等を向上させます。

### 財政の健全化

適切な市民サービスを持続して提供するため、簡素で効率的な行政をめざし、財政の健全化を図ります。戦略的な目標のもと、歳入確保と歳出削減に向けた取り組みを進めます。

### 自治体としての自立と広域連携

自治体としての自立を高め、多様な市民ニーズに応えつつ、水と緑を活かした快適で持続可能な地域社会づくりに取り組みます。また、自治体運営の基本的なルールを定め、市民との協働を進めます。広域的課題については、他の自治体などと連携して対応するとともに、都や国へ一層の分権改革を働きかけます。

### 3 自然・環境

#### 水と共生するまち

多摩川や野川は、市民全員の財産でもある貴重な自然資源であり、住環境の向上や教育、市民の憩いの場等として保護し、活用します。さらに、市内の水資源を環境負荷をかけずに活用し、水と共に生きるまちをつくります。

#### 緑があふれるまち

多摩川や野川に見られる自然や農地、屋敷林などの緑を保全し、回復に努めます。さらに公園などの公共施設の緑化を積極的に進め、新たな緑の創出をめざし、緑豊かで住みよい住宅地と美しいまちなみをつくります。

#### 環境に優しいまち

持続可能な社会をめざし、市民や事業者、行政が連携してごみの減量化やリサイクルなどの地域での実践を進めます。さらに、自然エネルギーを活用することで地球温暖化防止に取り組み、自転車や公共バスの利便性を高め、環境に優しいまちづくりを進めます。

### 4 都市基盤

#### 便利で快適なまち

機能的でバランスの取れた道路網を形成するとともに、バス・自転車の利用者や高齢者、障がい者にも配慮した総合的な地域交通施策を進めます。また、秩序ある土地利用を促すとともに、歩いて暮らせるまちをめざし、利便性や快適性に優れたコンパクトで暮らしやすいまちをつくります。とりわけ、駅周辺地域では集客力を高め、賑わいのある交流拠点の形成を図ります。

#### 安心して暮らせる安全なまち

地域防災力の強化、都市施設の計画的更新、建築物の耐震化の促進、雨水対策などを通じて災害に強いまちをつくり、市民の生命・財産を守ります。また、市民や地域、行政が連携して犯罪や交通事故、火災の防止に努め、すべての人が安心して暮らせるまちを築きます。

#### 美しい景観のまちなみ

市民が主体となったまちづくりにより、ふるさとと呼ぶにふさわしい美しいまちをつくります。そのため、地域特性を活かすとともに、水と緑に恵まれた自然と建築物の調和がとれた景観の形成に努めます。( 3 - 関連 )

## 5 子育て・福祉・健康づくり

### 子育てしやすいまち

子どもが伸び伸びと成長できるような環境づくりを積極的に進めます。子どもを安心して産み育てることができるよう子育て世帯への支援を充実し、「このまちで子育てをしたい、住み続けたい」と思えるようなまちをめざします。

### いきいきと過ごせるまち

住み慣れた地域で、安心して、豊かに生活できるような基本的福祉システムを整備し、市民による支え合い活動を充実させることによって、社会福祉の援助を必要とする市民が生きがいをもって暮らし続けることができるまちをつくります。

### 健やかに暮らせるまち

安心して暮らせるような健康管理や地域医療の充実したまちをつくります。また、生涯スポーツの普及などを通じて、生活習慣病などを防ぎ、健康で元気に暮らせる環境を整備します。

## 6 教育・文化

### 子どもの成長を見守るまち

家庭、地域、学校が手を携えて子どもたちの成長を見守り、生きる力の基礎を育むよう<sup>たす</sup>扶けます。そのために、自ら課題を見つけ、学び、考える力を育てられる学習環境を整えます。また、子供たちが地域の歴史や伝統文化を学び、水や緑に親しみ、地域との絆を感じられるよう働きかけます。

### 生涯を通して学び合うまち

市民が年代を問わずいつでも学べる学習環境をつくります。そのために、自主的に活動できる場所の確保と活動の支援を行い、学習の機会や学習内容等にかかわる情報を積極的に提供します。

### 文化を創造するまち

芸術や文化、スポーツに身近にふれあうとともに、歴史遺産の保全と活用をはじめ、地域文化の創造に向けた環境をつくります。そのための情報提供と機会づくり、場の提供を促進します。

## 7 産業・消費生活

### 商工業を振興するまち

地域経済の活性化をめざし、経営基盤の強化など地域産業の振興を支援します。また、活気にあふれ、地域に密着した魅力ある商店・商店街づくりと、住宅環境に配慮し、公害の発生を抑制した都市型工業の推進、新たな産業に挑戦する起業者の創出・育成を支援します。

### 都市農業を振興するまち

安らぎのある市民生活を実現するため、新鮮で安全な農産物を供給する一方で、貴重な緑地空間、災害時の避難場所など多面的な役割を果たす農地の保全・活用に努めます。農業経営の安定、担い手の育成、地産地消、ブランド化等を推進し、市民に親しまれる都市農業を振興します。

### 暮らしに豊かさと潤いのあるまち

豊かな市民生活を実現するため、消費生活の情報提供や啓発、相談などの機能を強化し、市民の消費者意識の醸成を図ります。地域を活性化させるため、各種行事の充実や他自治体との交流の推進を図り、豊かさと潤いのあるまちをめざします。

## 用語説明

### 市民

住民及び狛江市内で働く人、就学する人並びにその他狛江市を支えるすべての団体、企業をいいます。なお、住民とは狛江市内に住民登録、あるいは外国人登録をしている人をいいます。

### 参加

行政が行う活動に市民の意見を反映するため、企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加することをいいます。

### 協働

市と市民公益活動を行う団体(市民が自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動で、営利、宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としないもの)が、行政活動等について共同して取り組むことをいいます。

### まちづくり

社会、経済、福祉、教育、コミュニティ、建設など、参加と協働を通して行われるまちに関わるすべての事柄についての市民と行政(その他団体、企業)の行為をいいます。